

Title	<批評・紹介>船越泰次著「唐代兩税法研究」
Author(s)	丸橋, 充拓
Citation	東洋史研究 (2002), 61(2): 319-328
Issue Date	2002-09-30
URL	<a href="https://doi.org/10.14989/155423">https://doi.org/10.14989/155423</a>
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

船越泰次著

## 唐代兩稅法研究

丸橋 充拓

まずは定石にしたがい、本書の構成を目次に即して概観しよう  
(副題は省略した)。

### 序

#### 第一部 兩稅法研究史

第一章 中國における兩稅法研究

第二章 續・中國における兩稅法研究

第三章 日本における兩稅法研究

#### 第二部 唐代兩稅法各論

I 兩稅法成立史の觀點から

第一章 兩稅法成立に關する一考察

II 兩稅法課稅體系に關連して

第二章 唐代兩稅法における斛斗の徵科と兩稅錢の折

羅・和羅問題

第三章 唐・五代の地子・苗子

第四章 唐宋兩稅法の課稅體系について

第五章 元稹「同州奏均田狀」淺釋

III 戶等制との關連をめぐって

第六章 唐代戶等制雜考

第七章 吐魯番出土、唐代戶等文書覺書

#### 第三部 餘論

第一章 唐代後期の常平義倉

第二章 唐代均田制下における佐史・里正

第三章 五代節度使體制下における末端支配の考察

結語——唐代兩稅法略論

冒頭から私事にわたって恐縮ながら、評者が船越泰次氏(以下、著者)の論文にはじめて接したのは大学院生の頃である。當時は日野開三郎氏の著作ともども兩稅法研究の分厚い蓄積にただただ氣おされ、内容を消化するのに精一杯だったことを記憶している。それから數年が経ち、今回改めてその研究集成『唐代兩稅法研究』(以下、本書)を通讀する機会を得、著者がたどってきた歩みの確かさを再認識するとともに、近年の動向とも共鳴する魅力的な題材が多く含まれていることに氣づかせていただいた。

本書の學術的價値、公刊後經過した時間等を考えれば、すでに何度か精讀されている讀者も少なからずおられようし、既出の論評も數多い。よつて内容紹介にせよ、問題點の整理にせよ、これらと重なり合う部分、もはや言わずもがなの部分が多々あるうかと思う。ただ、これから初讀・再讀を計畫されている方々に對し、評者が今回新たに抱いた雜感がいささかなりとも理解の一助となればと考え、筆を執らせていただく次第である。

あとがき

索引

英文目次

右の構成を眺めると、學說史のまとめに最初の一部をまるまる費やしている點がまず目を引く。かくも多大なエネルギーがこの作業に傾注される所以は、膨大な先行研究から問題點を正確に抽出し、實證のメスを奥深く沈めていく著者一流の研究方法と深く關わる。讀者は本論に読み進み、その緻密な考證過程に觸れるにしたがつて、なるほど宜なるイントロダクションの取り方であったと得心することになる。そしてこのような事情ゆえに、評者は本來最初に行うべき當該著書に至るまでの學說整理から、幸いにも本書に限っては免れていることになる。さっそく内容紹介に移ろう。

第一部第一章は、一九八〇年代初までの研究を、一九二〇年代、新中國成立、文革を劃期に三分したうえで、兩稅法の系譜的起源の面から整理する。そして兩稅法は大曆以前の戶稅・地稅を受け繼いだものとする鞠清遠・王仲犖氏等の説を中心に、戶稅のみを受け繼ぎ、土地稅は兩稅とは別稅目とする金寶祥・王新野氏等の説、租庸調を受け繼いだとする岑仲勉氏の説が唱えられてきたことが紹介される。この分類が本論における兩稅法成立史に關する議論(第二部第一章)の布石の役割を果たすことになるわけである。

ついで一九八〇年代を取り上げる第二章は、この時期における研究の多様化を反映して、さまざまな角度からの整理となつてい

る。なおも議論の多い兩稅法の起源については、金寶祥氏が引き續き戶稅説を主張している以外は、おおむね戸・地二稅説が一般化したという。またこのほか兩稅法下の商人課稅を商稅タイプと見なしうるか、いわゆる量出制入原則は實際に行われていたのか、兩稅法施行後も力役は存続しているのか、といった個別的な課題をあつかう研究、兩稅法の歴史の評価を論じた成果、五代・宋代への繼承關係を展望する論考等が多數紹介される。

第三章は日本の研究史をあつかう部分になつてはいるが、その過半はわが國における兩稅法研究の先驅者、日野開三郎氏の業績紹介に充てられる。單稅、徵收兩回、戶對象・資産對應、見居、錢數・錢納のいわゆる「兩稅法六原則」に代表される同氏の幅廣い研究が手際よくまとめられる中、著者がとりわけ問題にするのは、兩稅法の起源として日野氏が想定した夏稅・秋稅に對する捉え方および日本では定説化した感のある單稅原則・錢數錢納原則の當否についてであり、本書第二部第一章において前者が、同第二章において後者が詳論されていくことになる。

以上の整理を踏まえ、兩稅法本體に切り込んでいくのが第二部であり、とりわけ一・二・四章において本書の中核に當たる議論が展開される。いささか前後するが、船越史學の精髓ともいえるべきこの三論考から先に押さえていこう。

第一章は兩稅法前史に當たる。ここで著者は兩稅法の母體を、兩稅錢については玄宗期に常稅化した稅錢に、兩稅斛斗については代宗初に成立した京兆府夏秋稅およびこれに先立つ什一稅に求める。前者は基本的に先行研究と齟齬するものではないし、後者も年二回徵收・耕地面積對應等、夏秋稅には兩稅法の課稅方式と

共通する要素が多く、何れも説得的である。ただ、夏秋税の淵源を永泰元年（七六五）に創設された什一税に求めるに當たつて、租庸調や地税はそこに編入されず、兩税法成立に至るまで別個の税目であつたとする主張は、提示された根據からは必ずしも證明しきれないので、後段において改めて詳述したいと思う。なお本章は、本書全編を通じて繰り返し主張される「戸税」なる用語に關する議論、すなわち戸を對象とする諸税の汎稱に過ぎない「戸税」の語を、独自の税目である「稅錢」と混用してきた從來の傾向とそれがもたらす誤解を、具體的な論證を交えて指摘している點でも、重要な役割を擔つている。

第二章は、兩税法の課税體系に迫る。わが國では日野氏のいわゆる六原則が廣く認められている。ところがこのうち單税原則、錢數・錢納原則は、同法を戸・地稅から成るとする中國の説と齟齬する。そこで著者は日野説を支える勘所、すなわち記録に残る穀物徵收例はいずれも独自の税目ではなく兩税の折徵に過ぎないとの見解にメスを入れる。そして兩税斛斗は兩税の折徵ではなく独自の税目であること、兩稅錢は兩税の總稱ではなく斛斗を除いた錢納部分のみを指すこと、兩稅折徵を傳ふる事例は兩稅錢のふりかえ（折糶）であつて兩稅斛斗とは別物であること、兩稅錢の折納品目として一般に想定されるのは布帛であつて穀物が含まれるとは見なしがたいこと等を論證し、日野説の誤りを證明した。また兩稅斛斗の徵收は華北では作付に應じて夏秋別に、華南では秋期に行われていたとの指摘は、第四章の議論と關わつて重要である。

第四章は、宋代へ連なる兩稅體系の推移を考察する、いわば後

史に當たる部分である。ここでは、資産對應の兩稅錢と耕地面積對應の兩稅斛斗から成る唐代の二本立て税制が、課税基準を耕地面積に一本化（畝稅化）し、徵收物を夏期の稅錢、秋期の穀類に振り分け（夏稅秋苗）する五代・宋代の方式に變化するまでの経過が跡づけられる。兩稅錢の畝稅化、および夏苗秋稅化の芽は唐代においてすでに兆していたことが江南・華北雙方について明らかにされ、それを承けて五代には一舉に畝稅化が進行、宋の税制に收斂していくという。そしてこうした経緯を踏まえ、唐代の兩税法には「課税體系が丁身を本とする丁稅的賦課から、純然たる土地税（一切田地に對する直接税）に移行する、その正に過渡的形態を示すもの（一九七頁）」との位置づけが與えられる。また本章では都市住民への課税も取り上げられ、唐代には兩稅錢が賦課されていたものが、五代になると對象を屋舎に明確化した屋稅、および城内の土地に對する面積對應の賦課が生まれており、屋稅・地稅から成る宋代の形式がすでに見出されるという。ここにおいて唐宋間の總體的な税制繼承關係が、都市と農村、華北と江南を通じて描き出されたわけである。

以上三論考を通じ、われわれ讀者は唐代兩税法の成立から五代宋への繼承に至るまでの誠に廣やかな鳥瞰圖を手にすることができ、これに對し、三・五・六・七章ではこうした枠組みを支える精緻な實證作業が展開される。

第三章は唐・五代の史料に頻見する地子・苗子、あるいは税子・租子等の用語につき、用例からそれらの語義を考察する。これらはいずれも耕地からの收穫物、あるいは耕地上に税や租として課される穀物を本義とするが、その具體的な指稱内容は時期に

よつて變化し、唐代前期は官田租を、後期および五代は兩稅斛斗を指す場合が多かつたという。また五代に至つてとりわけ苗子が頻用されるようになるのは、課稅基準の耕地一本化の動きが名義上にも反映されたものとされ、これが右の第四章への布石となつてゐるわけである。

第五章は、元稹の上奏文「同州奏均田狀」(『元氏長慶集』卷三八)および「論當州朝邑等三縣代納夏陽・韓城兩縣率錢狀」(同卷三九)の譯注。これらは、華北において夏稅地・秋稅地の區分が實施されてゐたこと、同州における兩稅斛斗およびそれに附隨する地頭權酒錢の稅率等、兩稅法の運用實態に關する情報滿載の貴重な史料であり、著者の諸議論を支える重要な役割を果たす。なお、著者は「同州奏均田狀」冒頭部分の記述から推して兩奏を一連のものとして判斷してゐるが、『冊府元龜』卷四九五はこれらを一ひとつぎのものとして載録してゐる。その推定の正しさはこれによつても裏づけられるので、參考までに附記しておく。

第六章は、主に唐代前半の戸等制、およびそこから派生する諸問題につき、先行研究の整理と著者の見解提示が行われる。ただ章節にも現れてゐるやうに全體として一貫した議論が展開されてゐるわけではない。兩稅法に關わるころのみを抽出すれば、同法が各戸の資産の等第を計ると規定し、また三年ごとの「定戸」を行うとしてゐるのは、何れも舊來の九等戸制とは無關係であり、「定戸」は資産ではなく稅額そのものの再査定であることが論證される。そして戸等制は稅制とは遊離して、力役賦課と主に關わる統計となり、これが宋代には五等戸制となつてより明確に現れるという。

第七章もひきつづき戸等制に關わる議論である。吐魯番文書中、戸等記載の見えるものが網羅的に分類・分析され、受田は下等戸が優先され、高・中等戸はかえつて充足されないこと、文書所載の受田額が必ずしも當該戸の土地所有すべてを表さない可能性もあること等が推定される。また吐魯番では上上戸から下下戸まで全ての戸等が見られ、下層四等戸しか見られない敦煌と比して特徴的であることが指摘される。

最後に第三部には、標題のごとく兩稅法關係以外の三編が配せられる。これらは何れも著者の經歷の中では比較的早い論考だが、今日なお多くの示唆を各テーマに提供する、重要な成果ばかりである。

第一章は、安史の亂以降荒廢した常平倉・義倉の唐代後半における再建過程を、復興が圖られたものの十分な機能を回復しきれない建中・永貞年間、兩稅斛斗の二割が兩倉に充當されるようになり、實效性を取り戻した元和・寶曆年間、兩稅より備蓄分を控除する方式が救荒名目の新たな收斂に道を開き、他名目への流用も見られるやうになる大和年間以降、の三段階に分けて跡づける。また、元和以降「常平義倉」という併稱が史料上に現れることに對する解釋など、今後の史料讀解に裨益する貴重な成果も多いが、會昌以降の賑給事例急減を以て兩倉の機能停滯に結びつけることについては、實錄等、史料的不備の問題と密接に關わる部分なので、より慎重に判斷を下すべきところではなかつたか。

第二・三章は國家の末端支配と在地社會の關係について、前者は唐代前半の均田體制下、後者は五代の節度使體制下に焦點を當て、それぞれの實態的側面に接近する。

まず第二章では、均田制理念をよそに大土地所有が進展するなど、さまざまな矛盾を抱える唐朝の體制を分析するに當たつて、支配權力の貫徹力をゆがめる機能主體に着目することを誼い、その具體例として末端支配の實質を擔う流外の諸色職掌人、とりわけ州縣機構の底邊にある録事・佐史と郷村をとりしきる里正を取上げる。彼らは職能上の餘得を利としてさまざまな悪事を働くなど、必ずしも國家權力の忠實なる代辯者としてのみ機能する存在ではなかつたこと、録事・里正および郷村内の在地有力者は同宗・血縁關係を含む密接な内的連關があることが明らかにされ、また彼らは在地有力者といえ大土地所有者として把握するのは不適當で「大土地所有者と小農民層との中間に位置する、中間層的存在」であるという。そしてこうした中間層を仲介として支配權力を及ぼさざるを得なかつた點に該期權力の限界が指摘され、次代にはこれがより貫徹されていくとの見通しのもと、第三章へと筆が進められていく。

第三章は、節度使支配の末端に立つ所由・節級について、まず前者が専ら胥吏を指稱し、後者が下級軍將および胥吏の兩義を持つことを解明したうえで、後者の二面性は、當初軍職系職名だった節級を胥吏の格づけに轉用するようになったためと理解、そこに當時における胥吏の軍事的色彩を読み取る。また節度使體制下の胥吏には、州縣が派遣する軍人的「巡邏の節級」と、郷村にあつて民治を掌る役人的「郷村の所由・節級」とがあるが、在郷の胥吏までもが軍職系の職名を帶するのは、藩帥が彼らをも己が軍隊的體制の傘下に収め、末端支配の貫徹を志向したためと推論する。また彼らは成績次第で昇進・没落いずれの可能性も有してお

り、それ以前や宋代以降のような固定的な階級としては捉えがたいという。

そして最後の結語では、主に第二部の議論が要約・總括され、ここに本書は締めくくられることとなる。

## 二

以上、本書をひととおり概観したところで、つづいてはその學說史上における獨自性と意義を、のちの研究にも大きな影響を與えた代表的な成果四點を中心に考察してみたい。

まず第一に、兩税法成立に關つて、什一税・夏秋稅起源説を主張したこと。第一部でも觸れられるように、中國の學界では兩税法の起源を「戸稅」、地稅、租庸調の何れかに見出ししている。これに異論を唱え、夏秋稅起源説を主張したのが日野開三郎氏であつた。その點において著者と日野氏は共通するが、ただ夏秋稅の由來に對する理解は兩者分かれており、安史の亂後、州縣において便宜的に採られた課稅法に起源を見出す日野氏に對し、著者は永泰元年（七六五）に始まる什一税との繼承關係を主張し、什一税および夏秋稅を京兆府獨自の稅目と見る。後述のように、什一税・夏秋稅を重視する見方は近年中國においても受け入れられ始めているが、なおも諸家の意見を一致させようような段階には至つておらず、今後も引き續き檢證が進められていく課題となろう。

第二に同法の中身に關つて、日野氏の單稅・錢額錢納原則を批判し、兩稅錢と兩稅斛斗をそれぞれ本色の稅目として認めたこと。右にも述べたように、建中元年の起請條や後世の陸贄の發言

に見えるごく一般的な記載のみに依據して原則を抽出した日野氏の説はもはや成り立ちがたいことがこれによって明らかにされた。なお第二部第二章の初出論考は、周知の通り劉俊文主編『日本中青年學者論中國史』（中華書局、一九九五）において中國語譯されておられ、兩稅法研究上の必讀文獻として内外に不動の評価を得ることとなった。

第三にそれと關連して、税目名稱の「稅錢」を汎稱としての「戶稅」に一括してしまうことに代表される用語使用のあり方には兩稅錢の語を、土地對象穀物稅には兩稅斛斗の語を意識的に用い、混亂回避につとめてきた。このような注意深い用語の使い分けに基づき、複雑な經過をたどる兩稅法制定前後の諸概念が整理された結果、唐代中期の地稅・稅錢と兩稅法以降の兩稅斛斗・兩稅錢の關係は實にすっきりと切り分けられることになった。

第四に同法のその後の展開について、宋代への繼承關係を明らかにしたこと。第二部第四章が發表された當時、唐宋間の推移を通時的に跡づけた論考はほとんどなく、宋代兩稅法研究において日野氏の研究が援用されることも少なからず見られたが、この研究によって兩朝の斷絶は滑らかに接續されることとなった。またほぼ同じ時期には、島居一康氏が宋代史の立場から類似のテーマをあつかった二編の論考を發表し、兩稅錢の折納方式が夏稅本色へと移行する過程を追うとともに、宋代兩稅法は總合資産稅ではなく土地稅とすべきこと、地力の肥瘠によって稅率に差等を設ける方式が九世紀前半の江南を皮切りに加味されていくことを明らかにしている。この兩論の出現により、唐宋間における稅制の變

遷は澄明な見通しが與えられたわけである。

以上のような兩稅法研究史上の成果は、これまでもさまざまな形で言及されており、もはや搖るぎなき定評と稱すべきものであろう。ただ、本書からはこれ以外にも最近の動向と重なり合う、甚だ興味深い論點をいくつか見出しうるように思われる。

たとえば律令制時代における在地有力者層の位置づけを國家構造の面から分析した第三部第二章。ここからは、國家と社會の接觸面に生息する在地有力者が職掌人のポストを選択的・戰略的に活用して、時に體制の側へ、時に地域の側へといわば互換的に係累を送り込み、その社會的影響力を保持していた様子が透けて見える。この構造を今日的な課題意識のフィルターを通して眺めてみると、近年明清史において岸本美緒氏が深めている郷紳の行動様式論に一脈通じる部分があることに氣づかされる。こうした視點から今一度この時期の末端支配を見つめ直せば、均田制と大土地所有の矛盾という執筆當時の關心とは全く別角度より、新たな展開が期待しうるのではあるまいか。また大澤正昭氏も提起するように、ここで想定される中間層は渡邊信一郎氏や大澤氏が示した小經營の姿とすりあわせることでも、さらなる掘り下げが可能であろう（註（一）大澤評一二七頁）。

また節度使體制下における胥吏が軍職系統に繰り込まれているとの所説は、古畑徹氏も述べるように、著者の説く胥吏像と、渡邊孝氏が昇進經路の面から最近描いている下級幕職官の姿とがどう重なり合うのか、という問いへとわれわれを誘う（註（一）古畑評三九頁）。これまた執筆當初の制度史的な觀點にとどまらぬ素材を提供する論考だったわけである。

著者の研究に對しては、考證の手堅さの一方で、兩税法が目指したものの、兩税法が生まれてくる社會的條件等、大きな枠組みへの論及が見られないことを惜しむ聲も少なくない。この指摘は確かに的を射ていると思われるし、評者も初讀時、そして今回と同じ感想を抱いている。だがその一方で、今回改めて読み進むうちに右のような視角を得られたことは新鮮な喜びであった。淡々とした實證の中にも、否、そうだからこそ讀み手に與えられるイマジネーションの餘地は大きいかもしれない。唐代史研究の問題關心は今後とも移ろっていくであろう。本書はそのときどのような示唆をわれわれに與えてくれるのだろうか。三讀の機會が待たれる。

### 三

さて、讀者諸氏もご存知の通り、本書の公刊は一九九六年。書評として時間をおいてしまっている感はたしかに否めない。ただここはむしろそれを奇貨と考え、兩税法研究の「その後」に觸れておくこともそれなりに意味のある試みであり、また現段階で本書を評する者の果たすべき役割でもあろう。以下、書評としていくぶん異例に屬することは承知のうえ、この間に現れた研究を参照しながら、今日なお理解の分岐や溫度差が見られる代表的な論點につき、現況と課題を整理しておきたい。

まず著者が最も心血を注いだ日野氏の單稅・錢額錢納原則について。兩税法が兩稅錢・兩稅斛斗の二本立てであるとの著者の主張は、用語上の差こそあれ中國ではすでに廣く共有されているが、片や日本においては財政專論レベルにおいてはともかく、必ずし

も一般的理解となつているとは言い難い。この點については古畑氏も指摘しているように、日野説の體系性に負うところが大きく（註（一）古畑評四〇―四一頁）、また著者自身が實事求是に徹し、過度の抽象化・理論化には自己抑制されていたことに因るところもあろうが、この溫度差はやはり早急に克服されていかねばなるまい。

ついで兩税法の起源について。近年上梓された代表的な概説書である鄭學樸主編『中國賦役制度史』（上海人民出版社、二〇〇〇）は兩稅斛斗を租と地稅を引き繼ぐものとしており（二七一頁）、鞠清遠氏以來の戶地稅説はなお一般的な理解として受容されていると思しい。しかしその一方で、李錦綉『唐代財政史稿（下卷）』（北京大學出版社、二〇〇一）のように船越説を出發點として、夏秋稅および什一稅の重要性を説く者も現れ始めており（六一七―二三頁）、著者の見解は最先端の研究では着實に浸透しつつある。ただ李氏は船越説を全面的に認めているわけではなく、地稅が新稅に吸収・解消される時點を、兩税法制定時ではなく夏秋稅制定時に求めている。ここではこの分岐について若干卑見を述べておきたい。

まず前提として、地稅が全國的に見れば兩税法制定時まで存続していることは著者も認めている。よって焦點は京畿において什一稅ないし夏秋稅が施行された際、地稅がそこに合併されたか否かにかかっている。著者は合併説否定の最大の根據を、大曆四年一〇月詔の「京兆府今年稅（秋稅）、量放十萬石、……百姓應納地稅及草等、各隨使（使）送納、不得勞人（『冊府元龜』卷四九〇）」なる記述に、秋稅と地稅が同時並存している點に據つてい



るのだが（九四―九五頁）、ここは必ずしもそう解釋しなくてもよいのではないか。前段の「税」が秋税を指すことは「文苑英華」卷四三四の同一記事より間違いない。だが一方「量放十萬石」の對應箇所には秋税の全免ではなく、一部免除に過ぎないことが明示されている。つまり後段の「地税」を夏秋税の總稱と見るならば、後段は「免除対象外となった秋税の輸送法に關わる指令」と解することも十分可能なのである。具體的な論證ぬきに著者の解釋を退ける李氏も、おそらくこの點を根據に「この『地税』が指すのは秋税である（六二二頁註①）」と判斷したのである。かかる用法は、兩税法時代において夏秋の兩税斛斗がしばしば「地税」と總稱されていたことも照應し、特に不自然とは思われない。また夏秋税成立後、兩税法制定前の史料に「地税」が登場する事例として著者が唯一擧げる大曆四年十一月乙亥勅（一〇六頁）も淮水流域のもので、京畿の地税が夏秋税に吸収されていたとの假定を脅かすものではない。したがって、兩税法の祖型として夏秋税を想定すること自体は説得力を認めうるとしても、京畿における「地税↓夏秋税↓兩税斛斗」という繼承關係はなお選擇可能性の中にある、と現時點では考えておくべきである。

第三に「量出制入」原則について。日野氏の六原則にも包攝されるこの原則に對し、著者は特段の論證を試みることなく、これを支持している。しかし近年の研究は必ずしもそうした趨勢はなく、夙に李劍農氏が提起し、陳明光氏によつて批判的に繼承された「量出制入」否定説がむしろ廣く受け入れられつつある。これらは「量出制入」について、楊炎の當初の方針として提出され

たが實現しなかつたと見る立場、大曆年間<sup>（5）</sup>の最高額を以て兩税總額をあらかじめ定めた點にその精神を見出す立場等々、細部における相違を残しつつも、實際の課税の場面において「量出制入」が採られていなかつたとする點では共通する（本書第一部において陳氏の論考が紹介される箇所には、これに對する論評は下されていない）。

ならば兩税法における税額決定法の特色は何處に見出すべきなのだろうか。「量出制入」が否定されるとなると、これが宙に浮いてしまう。結局傳統的な「量入爲出」が存続するという見方もありうるが、宮澤知之氏によれば徴收總額を固定している兩税法は收支の變動を前提とする「量出制入」「量入爲出」いずれにもなじまないという。この指摘を敷衍するならば、税額がどちらの原理で定められるかという「決め方」をめぐる議論はもはや意味を持ち得ず、今後は中央から道・州・縣、そして各農戶レベルに至るまで徴收額が「決まっていること」自体、すなわちいわゆる「原額制（元額制、定額制）」こそが兩税法理解の要として位置づけられていくべき、という見方に行き着くであろう。岩井茂樹氏によつて明らかになされたように原額制は清代まで存続し、原額（正額財政）の不足分をさまざまに臨時徴科で補う方式が廣く行われた。そしてこの「正額外財政」の存在は地方官による收奪等の問題を歷朝にわたつて引き起こしていく。つまり傳統中國の税制史上におけるその射程は兩税法本體以上に長いのである。税額決定原理の議論は、もはや量出制入の當否を論じる段階を脱し、原額制を前面に押し出して深められるべきではあるまいか。そうした意味において李錦綉氏が、國家の「總元額」と各農戶の「個

體元額」を分類して行つた原額制の議論（李前掲書六四四―五〇頁）は、今後有力なたき臺になっていくことが豫想される。

#### 四

以上、長きにわたつて些末な感想を並べてきたが、本書そのものが全體としてこれからも服膺玩味して受け繼がれるべき成果であることは毫も變りない。書評の領分を逸脱し、本書の内容、あるいは著者の責任の及ばぬ部分にまで多くの妄言を弄してしまつたことに、お詫びを申し上げる次第である。

著者の研究が今日なお生命力を保持し、われわれのインスピレーションを喚起しつづけるのは、多くの評者も指摘するように、ひとえに實證の廣範さ・精密さの裏づけゆえに他ならない。それは史料の正確な讀解というレベルに留まらず、初手からゴールを設定して後世の枠組みから適及的な解釋を施すといった類の手法とは無縁なまま、常に同時代の視點に立つて、自然な考證を淡々と行つ研究姿勢の底力でもある。大澤氏も感心を以て評しているように、なるほど最初から一定の原理原則が貫徹する完備された仕組みとの前提に立つて、兩税法總體の整合的解釋を試みる必要は全くないわけであつて、制度が現實と折り合いをつけながら年輪を刻んでいく過程を再現できたのも、かかる姿勢の所産であつたといえよう。

また財政史家が好んで用いる統計的手法にほとんど關心を示さず、あくまで文獻讀解を主軸に議論を進めるあたりも、恐らくこれと通底する。『通典』食貨典等に殘された諸々の財政データは、確かにさまざまな情報の詰まつた魅力的な記録ではある。しかし

次元の異なる史料源から抽出した數値を使って換算を重ね、ほとんどそのみに依據して立論を行うことは誠に兩刃の劍なのであつて、あえてそこに禁欲を貫く著者の姿勢は、その論證の堅實さに一層の深みを與えている。

むろん著者の仕事によつて多くの議論に補正を餘儀なくされた日野氏の研究とて、その學術的價値が失われたわけでは決してない。日野氏の著作が持つ構想の大きさや、「六原則」「抑藩振朝」等の短いフリーズにまで煎じ詰められた抽象化・體系化の妙は、船越氏の堅牢な實證性とともにも車の兩輪を形づくり、わが國の兩税法研究を駆動しつづけてきた。ここから新たな開拓を圖ることは容易ではないが、二人の先驅者が行つてきた仕事は制度自體の復原を大きく超えるものではない。兩氏の成果を踏まえ、より廣い視野から兩税法の歴史的评价を構想していくことが、後生の受け繼ぐべき課題となつていくであろう。

#### 註

(1) 本書への書評は、古畑徹（山形大學史學論集一七、一九九七年二月）、島居一康（社會經濟史學二六、一一六、同三月）、高瀬奈津子（歴史八八、同四月）、大澤正昭（集刊東洋學七七、同五月）の四氏がすでに行つてゐる。

(2) なお以下三編の續編として、船越泰次「兩税法研究史（四）——近十年（一九八八年―一九九七年）における兩税法研究文獻目錄——」（山形大學史學論集一九號、一九九九）が、本書公刊後に發表された。また先ごろ陳明光「20世紀唐代兩税法研究評述」（中國史研究動態二〇〇〇

— 一〇〇) の翻譯を公にされ (唐代史研究五、二〇〇二)、  
日中の研究動向に引き續き注意を拂つておられる。

- (3) 島居一康「宋代兩稅の折納」、『宋代兩稅法の課稅基準』  
『宋代稅政史研究』汲古書院、一九九三、所收。なお初  
出は前者が一九八一、後者が一九八三。

- (4) 李劍農『魏晉南北朝隋唐經濟史稿』(三聯書店、一九五  
七)、陳明光「量出制入」與兩稅法的制稅原則 (初出は  
一九八六。のち『唐代財政史新編』中國財政經濟出版社、

一九九一、に再録)

- (5) 宮澤知之「中國專制國家財政の展開」(『岩波講座世界歷  
史九』『中華の分裂と再生』岩波書店、一九九九、所收)

- (6) 岩井茂樹「清代國家財政における中央と地方——酌撥制  
度を中心に——」(『東洋史研究四二』一、一九八三)等。

一九九六年二月 東京 汲古書院  
A五判 一二三四二六十二四頁 一三〇〇〇圓